

岡崎市サービス付き高齢者向け住宅定期報告・立入検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号、以下、高齢者住まい法という。）第24条第1項及び平成24年4月10日付け国住心第19号国土交通省住宅局安心居住推進課長通知「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行後におけるサービス付き高齢者向け住宅の管理について」1.(1)の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅（高齢者住まい法第5条第1項に規定する住宅をいう。）に対する定期報告及び立入検査を行うにあたり必要な事項を定め、サービス付き高齢者向け住宅入居者の居住の安定確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 登録住宅

本市でサービス付き高齢者向け住宅に登録した住宅をいう。

(2) 登録事業者

本市でサービス付き高齢者向け住宅に登録して事業を行う者をいう。

(3) 事故

入居者の生命・財産等が脅かされる事故のことをいう。

(定期報告の実施)

第3条 岡崎市内に所在する登録事業者は、登録住宅の毎年5月末の状態について、その年の6月末までに市長に定期報告をしなければならない。(様式1)

(事故の状況報告の実施)

第4条 岡崎市内に所在する登録事業者は、登録住宅の入居者に事故があった場合においては、直ちに市長に連絡するとともに、事故の状況報告書を提出しなければならない。(様式2)

(立入検査の実施)

第5条 立入検査は、次の区分により実施する。

(1) 通常立入検査

登録住宅の登録事項等全般にわたり実施する。当該検査は、竣工日の属する年

度の次年度に 1 回実施し、以後、原則として 3 年に 1 回実施する。

(3) 特別立入検査

事故や登録事項等と異なる事実が判明した場合など、問題を有する登録住宅を対象に必要な応じて随時実施する。

- 2 前項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(立入検査の対象)

第 6 条 立入検査は、登録住宅を対象とする。

(立入検査の事前通知)

第 7 条 立入検査の実施にあたっては、検査対象となる登録住宅の登録事業者に対して、日時及び場所等について、事前通知を行う。(様式 3)

(立入検査の講評及び指示)

第 8 条 立入検査の終了後は、登録事業者に対して検査結果の講評及び指示を行う。

- 2 前項の指示は、次の各号に分類して行う。
 - (1) 登録住宅の登録事項等の訂正を申請すべきことの指示
 - (2) 登録住宅に関する事業をサービス付き高齢者向け住宅の登録基準に適合させるために必要な措置に関する指示
 - (3) 関係法令等を遵守するための是正を要する事項に関する指示
- 3 立入検査の講評及び指示は、後日、文書をもって通知する。(様式 4)

(立入検査により示された指示に対する報告)

第 9 条 立入検査により示された登録住宅への前条第 1 項の指示に対する必要な申請、措置、是正の結果は、期限を付して報告を求めるものとする。(様式 5)

なお、必要に応じ職員を派遣しその状況を調査するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 5 月 10 日から適用する。
- 2 この要綱が制定される前に既に竣工しているサービス付き高齢者向け住宅の通常立入検査については、平成 25 年度中に実施するものとする。